

裁 決 書

事件番号 平成28年(知審福)第4号

審理手続終結日 平成29年6月8日

審理員意見書受理日 平成29年6月9日

審査請求人

〇〇 〇〇

審査請求人代理人

〇〇 〇〇

処分庁 〇〇福祉事務所長

審査請求人が平成29年3月7日に提起した〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成29年1月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条適用及び同法同条による返還金決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

1 審査請求の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成29年1月25日付けで、〇〇 〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った本件処分について、違法かつ不当であり取り消されるべきであるとして審査請求があったものである。

2 前提となる事実

- 審査請求人は、平成〇〇年〇月から生活保護を受給している。
- 審査請求人は、〇人の子と生活しており、そのうち〇人に障害があるため、平成〇〇年〇月から特別児童扶養手当を受給している。その対象児童数は、当初の1人から徐々に増え、平成〇〇年〇月からは〇人となっている。
- 審査請求人は、処分庁に対し、生活保護受給の事実及び特別児童扶養手当受給の事実等、必要な説明や届け出を行っていたが、処分庁は、当該手当について収入認定していなかった。処分庁が、その事実に気付いたのは、審査請求人が特別児童扶養手当額の変更を申し出た平成27年12月28日である。

- (4) 処分庁は、前記(3)による過払い分(平成〇〇年〇月分～平成〇〇年〇月分)から、②新たに遡って認定した生活保護の「障害者加算」分と③時効消滅分(平成〇〇年〇月分～平成〇〇年〇月分)を差し引いた〇〇〇〇〇〇〇円について、平成29年1月25日付けで法第63条適用及び返還金決定処分を行い、同日、審査請求人に通知した。
- (5) なお、処分庁は、前記(3)の過払い発覚後、平成28年3月7日付けで過払い分について返還決定処分を行ったが、当該処分に対する審査請求がなされ、県は、同年7月21日付けで処分取り消しの裁決をした。その理由は、「障害者加算について判定を行わずに認定した最低生活費が適切ではなく、当該最低生活費を元に決定した処分に不備があるため」としている。また、この裁決後、審査請求人代理人(以下「代理人」という。)は、同年8月10日付けで処分庁に対して、「障害者加算の遡及分に加え、生活費として費消した額を控除すべき」との申入れをしている。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、次の理由により違法かつ不当であり、取り消されるべきである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、元より、生活保護受給の事実及び特別児童扶養手当受給の事実を伝えている。また、生活保護の収入申告書には、平成〇〇年〇月〇日提出分以降、毎年、当該手当について記載するほか、手当額の変更の都度、その旨報告するなど、必要な届け出や説明を怠っていない。当該手当の収入認定がなされなかったのは、処分庁のミスである。
- (2) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において、資産があってもすぐに活用できない等の理由により、とりあえず保護を受け、後日、返還するケース等を想定している。本件は、処分庁のミスにより収入認定がなされずに過払いされたものであり、同条を適用すべきではない。
- (3) 審査請求人は、処分庁が決定した生活保護費(月額約〇〇万円)を信頼していたため、受給された生活保護費は、自立更生にやむを得ない生活費として費消している。費消した生活保護費の返還を求めることは、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」以下の生活を強いることであり、憲法同条及び生活保護法の趣旨に反する。仮に法第63条を適用するとしても、多額の返還金は、審査請求人の自立を著しく阻害するものであり、過払いされた生活保護費は、上記のとおり自立更生のために費消しているのだから、返還を求めるべきではない。
- (4) 本件処分は、行政手続法(平成5年法律第88号)にいう「不利益処分」に該当するにもかかわらず、処分庁は、処分に際し、審査請求人に弁明の機会を付与しなかった。これは、同法第13条に違反しており、違法である。

2 処分庁の主張

本件処分は、下記のとおり適正に処理されており違法又は不当な点はない。

- (1) 法第4条第1項で、「保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする」としつつ、同条第3項において「前項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」と規定している。これに照らせば、法第63条は、保護した後に資力があることが判明した場合に

も適用されるものと解することが相当である。

- (2) 返還額は、前記事案の概要 2 (5) の県の裁決に基づき、ケース診断会議で障害者加算の遡及算定について判定を行った上で再裁定したものである。
- (3) 平成〇〇年〇月〇日付けで代理人から提出された家計収支表(平成〇〇年〇月分～〇月分)の以下の内容から、支給金のすべてが自立更生費に充てられているとは考えられない。
- (4) 平成〇〇年〇月に、児童扶養手当と特別児童扶養手当(各 4 か月分)及び生活保護費を合わせて〇〇〇〇〇〇〇円が支給されたが、〇月における「前月からの繰越額」が〇〇〇〇〇〇〇円であること。
- (5) 支出内訳には、下記のとおり、別途支給されるものや、支給を認めていない医療費、最低生活を営んでいるかどうか疑わしい金額のものがあること。

〈支出の月平均〉	通院移送費	〇〇〇〇〇円 (別途支給される分が含まれている)
	給食費	〇〇〇〇〇円 (払い戻しを受けるもの)
	医療費	〇〇〇〇〇円 (支給を認めていないコンタクト代)
	食費	〇〇〇〇〇円
	嗜好品	〇〇〇〇〇円
	電話代	〇〇〇〇〇円

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 4 条第 1 項において、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を保護の要件とした上で、同条第 3 項において「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」と規定している。
- (2) 法第 6 3 条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
なお、「改訂増補 生活保護法の解釈と運用 厚生省社会局保護課長 小山進次郎著」において、法第 6 3 条における「急迫の場合等」の「等」の解釈について、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を遡つて、不当に高額の設定をした場合等である。」とされている。
- (3) 法第 6 3 条に基づく費用返還については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 2 4 年 7 月 2 3 日付け社援保発 0 7 2 3 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 以下「課長通知」という。)において、下記の方針が示されている。

(ア) 法第 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とする。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

①盗難等不可抗力による消失額、②家屋補修等の一時的経費、③慈善的金銭等の収入認定除外額、④自立更生費とし、④については、自立更生のためのやむを得ない用途に充てら

れたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額（いわゆる浪費した額や保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額等を除く。）とする。

(イ) 控除額の認定に当たっては、保護の実施機関の判断を明確にするため、控除費目及び額の内訳等を記す様式「要返還額の認定について」を活用されたい。

(4) 行政手続法第13条第1項において、行政庁が不利益処分を行う際は、「当該不利益処分の名あて人となるべき者に意見陳述のための手続を執らなければならない」とされている。しかし、同条第2項第4号において、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当する場合は、意見陳述のための手続を執ることは要しないと規定している。

なお、「不利益処分」とは、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」をいう（同法第2条）。

2 本件処分について

(1) 法第63条を適用することについて

前記理由1(2)より、第63条は、法第4条の原則に基づき、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合」も該当すると解されている

よって、本件について法第63条を適用することは、処分庁の主張のとおり違法又は不当な点はない。

(2) 返還額の適正について

処分庁は、決定した返還額について、「障害者加算の遡及算定を反映したものであるため適正である」とし、全額返還により審査請求人の自立が著しく阻害されることにならないか考慮していない。

また、提出された○か月分の家計収支表（うち○か月分は、返還対象期間外）をもって、「支給金の全額が適正に自立更生費に充てられているとは考えられない」と主張し、返還額から控除できる自立更生費の有無について、課長通知に基づく慎重な判断を実施していないため、返還額から控除できる費目の有無を十分審査したとは言い難く、改めて、課長通知に基づく適正な審査により、返還額を決定すべきと考える。

したがって、処分庁が決定した返還額は、適正とは認められない。

(3) 処分庁の手続きの適正について

本件処分は、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、不利益処分の名あて人となるべき者に弁明の機会を付与することは要しない。

よって、審査請求人に弁明の機会を付与しなかった処分庁の手続きは、違法ではない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成29年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

(教示)

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、本件処分の違法を理由として裁決の取消しを求めることはできません。